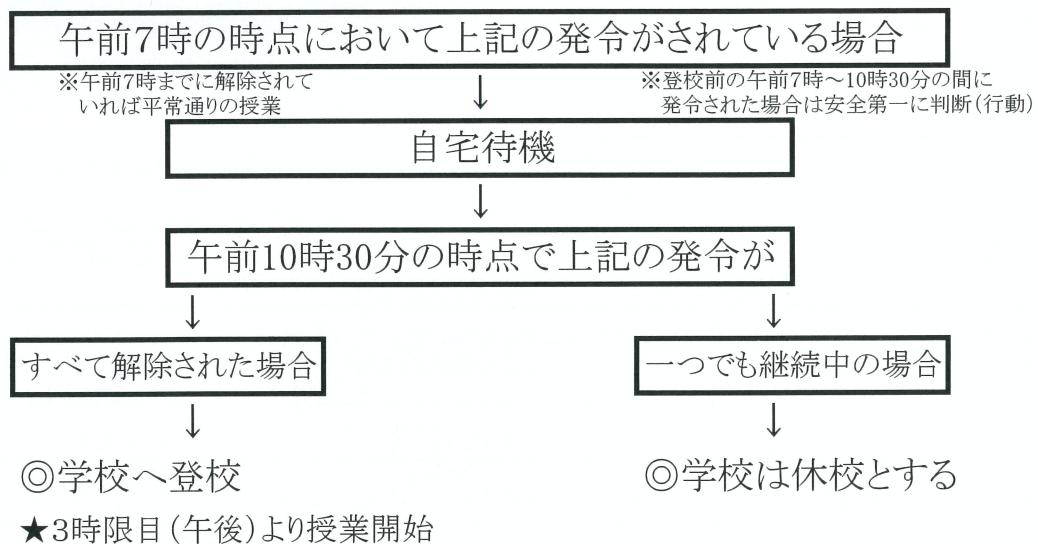


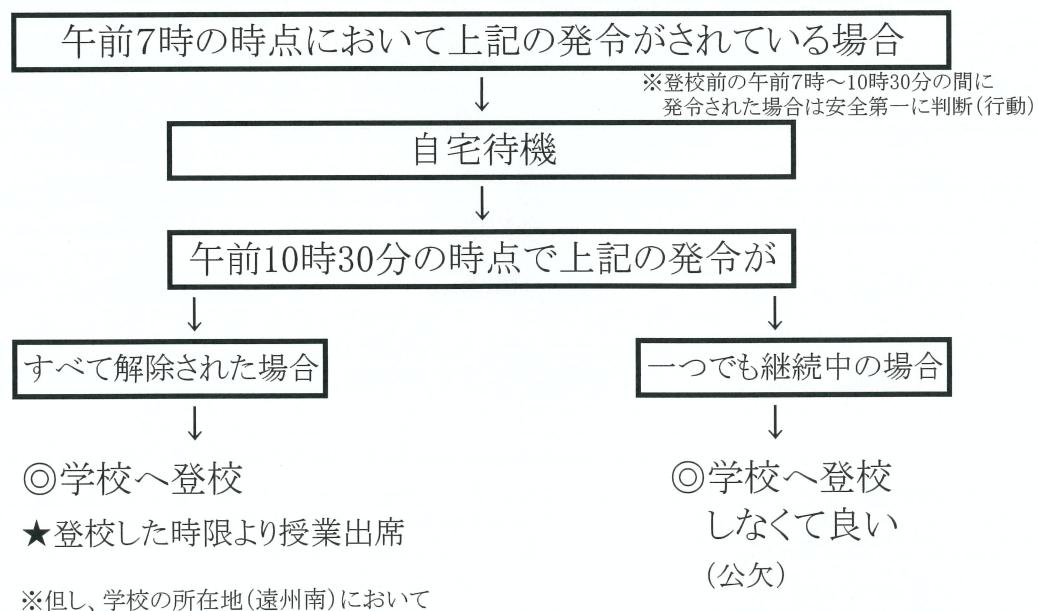
台風等による「特別警報」、「暴風警報」または「避難指示」発令時の対処法

※施設での実習も同様

1 学校の所在地(静岡県遠州南)において「特別警報」、「暴風警報」または「避難指示」が発令された場合



2 学生の居住地および通学経路において「特別警報」、「暴風警報」または「避難指示」が発令された場合



3 公共交通機関が不通となり、通学のための交通手段が無い場合 ※避難勧告・避難準備も準ずる

授業に間に合う時間に交通手段が回復した場合は登校する

注:鉄道事業者やバス事業者(JRや遠州鉄道など)の遅延証明書が必要